

(参考様式3)

会 議 録

|              |  |              |                                     |      |  |
|--------------|--|--------------|-------------------------------------|------|--|
| 会議の名称        | 令和2年度第4回 東村山市地域包括ケア推進協議会   |              |                                     |      |  |
| 開催日時         | 令和3年1月22日(木) 午後6時40分～午後7時30分   |              |                                     |      |  |
| 開催場所         | 東村山市役所 いきいきプラザ3階 マルチメディアホール  |              |                                     |      |  |
| 出席者<br>及び欠席者 | <p>●出席者：</p> <p>(委員) 山路憲夫会長・(森川委員)・永嶋昌樹委員・水越久吉委員・萩原明委員・葛野章委員・石橋歌子委員・戸部牧子委員・武川眞理枝委員・岡本友子委員・池本昇委員・新村逸男委員・亀井俊治委員・水野剛委員</p> <p>(市事務局) 山口俊英健康福祉部長・花田一幸健康福祉部次長・江川裕美介護保険課長・大森裕登介護保険課長補佐・関口香給付指導係長・橋尚紀認定係長・吉村和樹給付指導係主任・須藤彬給付指導係主任・清水高志保険年金課長・津田潤健康増進課長・小池秀征健康増進課長補佐・國友良平健康寿命推進係長・荻野緑健康寿命推進係主任保健師・檜延宏健康寿命推進係主任・山岸光香高齢者支援係長・新井泰徳地域福祉推進課長・羽生孝明計画担当主査</p> <p>●欠席者：5名</p> |              |                                     |      |  |
| 傍聴の可否        | 傍聴不可   | 傍聴不可の場合はその理由 | 前回会議で、率直な意見をしやすいように傍聴を制限することを議決したため | 傍聴者数 |  |
| 会議次第         | 1. 開会<br>2. 議題<br>(1) サービス利用量見込みと介護保険料の設定について<br>(2) 第8期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込と介護保険料設定の考え方の答申について<br>(3) その他<br>3. その他<br>4. 閉会   |              |                                     |      |  |
| 問い合わせ先       | 健康福祉部介護保険課企画保険料係   |              |                                     |      |  |

|  |  |
|--|--|
|  | 担当者名：大森<br>電話番号：042-393-5111（代表）内線3133<br>FAX番号：042-395-2131 |
|--|--|

会 議 経 過

1. 開会

2. 議題

(1) サービス利用量見込みと介護保険料の設定について

資料1に基づき、事務局より説明が行われた。

○会長

ただいま事務局から、サービス利用量見込みと介護保険料の設定について説明があった。ご意見、ご質問があればお願いしたい。保険料月額5,750円が今回の大きな柱だと思うが、それについてはどうか。介護保険についてももう少し詳しく説明願いたい。

○事務局

当市の介護保険事業運営基金については、現在積立額が今年度の決算見込みとして、17億円ほど積み立てられる予定となっている。それに対して、10億円の基金の取り崩しを見込んだところ、7億円弱の基金が残る状況である。今後を考えた時に、基金を全て使用するのは危険であるという考えがあるが、一方で市民への負担を増やさないという考え方から、保険料を据え置くために出来る限りの基金の取り崩しを見積もって、据え置きという考えをまとめた次第である。

○会長

問題なのは、2025年以降さらに85歳以上の高齢者が増え、医療費もそうだが、介護給付費もどんどん増えていく。2025年問題を乗り切れるか、これからどんどん増えていく介護給付費に対応出来るか、現役世代や担い手も減るので一般的には心配されている。その点はいかがか。

○事務局

保険料を上げずに基金を投入することについては、庁内でかなりの議論を行った。17億円程度基金があることを想定し、その中で10億円を取り崩すと7億円残るので、次期改正時の急激な給付費の増や報酬改定があった場合にも対応出来ると考えている。そのために、なるべく市民への負担を減らし、地域への対応の面でも耐えられるのであれば、保険料の据え置きという考えで保険料を設定させていただいた。近隣市も介護保険事業運営基金の積み立てをして

いるが、近隣市と比べても当市は残額が多いと推測される。

○会長

本日の資料にあるサービス利用量見込みと介護保険料の設定について、適当であると判断してよろしいか。

(異議なし)

(2) 第8期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込と介護保険料設定の考え方の答申について

資料5に基づき、会長より説明が行われた。

○会長

先ほどの議題の意見もふまえて、答申案の修正等があれば意見を伺いたい。

(意見なし)

それでは本日出た意見をふまえて会長である私から答申させていただく。

(3) その他

資料2～4に基づき、事務局より説明が行われた。

○会長

資料2～4はお手元にあると思うが、これについてご意見、ご質問があればお願いします。

○委員

資料1の中に「居宅サービス」という言葉が出てくるが、資料4の「在宅」との違いはあるのか。

○会長

同じである。付け加えることはあるか。

○事務局

「居宅サービス」については、76ページに細かく記載がある。「在宅」だともう少し広い意味になるのでその違いである。

○委員

資料2の〈在宅療養支援窓口の相談〉について、※令和2年度より集計方法の一部変更とあるが、集計方法が違うから実相談者数が激減しているのか、コロナウイルスの影響なのか。具

体的に集計方法がどのように変更したのか、実質的に減少したと考えられるのか教えていただきたい。

○事務局

在宅療養支援窓口の相談件数について、今回の集計方法を変更したことによる大きな影響としては、以前までは同じ方が同じ日に同じ内容で複数回相談を行った場合でもそれぞれの件数をカウントしていたが、同じ方から同じ相談をいただいた場合には1件としてカウントすることとなった。保健医療相談を在宅療養支援窓口の相談件数として計上しているが、計上基準を地域包括支援センターごとに再度統一して周知したことにより、精度があがってきている。新型コロナウイルス感染症の影響も多少含まれていると聞いている。計上期間については、平成30年度と令和元年度は1年間となっているが、令和2年度については年度途中のため9月末時点の数字となっている。

○会長

新型コロナウイルス感染症の相談についても、療養支援相談窓口に来ているのか。

○事務局

具体的に何件来ているか報告等はあがっていないが、地域包括支援センターなので、コロナ関係の相談は来ていると認識している。

○会長

保健所で対応しきれないとなると、専用相談窓口等が必要だが、東村山市はどこが窓口を対応しているのか。

○事務局

直接的な専用窓口として公表はしていないが、健康増進課で相談を受け付けている。

○会長

他にあるか。

○委員

実質的に相談件数はどうなっているのか。

○事務局

年度途中であり、地域包括支援センターからの直接的な報告はないが、在宅療養支援窓口の相談件数は年々増加傾向である。集計方法は変更されたが、それにより相談件数が激減していることはない。加えて、東村山市の長寿を共に祝う会等のイベントもそうだが、地域包括支援センターを介してケアマネジャーや助言担当医等、市からの周知活動も行っているため、年々増加傾向の実態はある。

○委員

同じ人が同じ日に何回も同じ相談をするのか。

○事務局

そのような事例もある。様々なパターンがあるが、ご自身の不安が強い方で、一度相談して回答したにも関わらず、時間を置かずに同じ相談をされる方もいる。内容が違うように見えて訴えていることは実は同じ、という場合もある。今までは、時間やタイミングが違えばカウントしていたが、それが統一された。

3. その他

○事務局

今後の予定等を説明。

次回 2月15日（月）18時40分～

4. 閉会